

○柴谷要君 大臣の御見解十分わかりましたので、たいへん私どもの審議の上に参考になつたと思います。この点まことに敬意を表したいと思います。

卷之二

の御答弁、ちょっとと理解いたしかねるのですが、大臣が、この法律案を政府提案として出されて、あくまでも成立をはかる、期待するのが本筋だと思ふのです。ところが、今の御答弁ですると、万一これがだめになつた場合を予想して、そうしてだめになつた場合はあらためて提案をする意思はないといふことは、何かそこにすつきりしないものがあると思うのです。そういう後段の御説明は必要がないじゃないかと思うのですね。あくまでもこの成立を期待するから御協力願いますといふのが、普通の答弁だと思うのです。その後段のようなお話が誤り伝えられたのが、ただいま滝谷委員が御質問されたようなことになつてきただと思うのです。その点はもう少しはつきりと御答弁を願いたいと思います。

○國務大臣（中垣國男君）　お答えを申
し上げます。まあ御指摘のとおりでな
さいまして、政府が提案しました以上、
それを主管しております大臣といった上
ましては、これを通すことが最高の最
大の任務であります。私がなぜ、この法
案がもし通過しなかつた場合に、あら
ためて政府が単独立法で再び国会にこ
れを御審議をいただくという考えは今
のところないと申し上げましたのは、
これには若干前段がありまして、私に
意見を尋ねられた方は、これはどうて
い参議院では通らないであろうと、参
議院で通過しない場合に、大臣はたと

えれば次の国会でこれを再び提案するといったような考え方があるかどうかと、いうようなお尋ねでありましたので、そのような考えは今のところは持っていない、こういったことを実は申し上げたのでありますて、決してその事前に御審議の最中に、通らなければ通らないでもいいというような意味のことを申し上げたのではないでござります。
○木村禧八郎君 その参議院通ぬんであるとうといふ、そういう憶測なんでしょうね。それはどなたがそういうふうに言われたか、それは党内のお話かどうか知りませんけれども、これは参議院の当委員会の自主性を非常に、何と申しますか、対してどうも心よからぬそういうお話だと思うのです。これは十分にこの委員会で審議をして、そうして審議の内容によって各人みな主張的な判断をすべきものなんです。最初から通るとか通らないとかということを口にすることは、どうも不謹慎だと思うのです。何かそれによって空気を支配するようなことにもなりかねないと思うのです。これはそういうお話をあつたら非常に不謹慎だと思いまして、そういうことに大臣が、何ですか、お気持が左右されるというのもおかしいわけとして、あくまでもこれは成立をはかり、実現を期したいといふだけによろしいのではないかと思うのです。どうもあとで、おそらく、某谷委員その他から御質問がありますれば、だんだんその経緯もわかつてくると思います。

し上げましたしたよに、これは公式にそ
ういう意見を私が聞いたのではないの
であります。が、衆議院の某君が、ある
私の友人がやつてきました、これは非
常に問題点が多いとされてるので、
これはおそらく通らないのじやないか
と予想される、そういうときに大臣と
してはこの法案を单独立法で再び国会に
提案される意思があるのかないのか
と言つたから、いや、今のところはそ
ういうことは考えていない、こういう
ことを僕個人の個人的な立場として申
し上げたのであります。決して参議
院の自主性を私が軽視したわけでもな
んでもないでございまして、そういう
うようなことがありますので、私は
なお心配をいたしまして、課長に、な
ぜこの第三項を設けるかということに
ついては十分な説明をしてもらいたい
ということを、実は私がこの委員会に
出席できなかつたものでございますか
ら、そういう注意を実はしたのでありま
すが、政府といたしまして出した以
上は通していただきたいことが、こ
れがすべて私どものお願いでありま
して、何とかしてこれが通らぬほうがい
いのだといふようなことは全然私は考
えておりません。その点は御了解をお
願い申し上げたいと思います。

律案は衆参両院とも通してもららう。これに全力をあげるのだという答弁だけでは事済むのじゃないか。かよななことありますゆえに、たいへん参議院の審議に迷惑がきているわけです。

実は昨日、私のところへ、参議院ではこの法律案をめぐって柴谷がたいへん反対をしておる、だから説得をしなければいかぬということで、私に電話がかかってきた。何と申し上げまして、審議中でありますから、賛成、反対は審議の過程においてきまつて、いくものと思います。まだ私どもは賛成、反対、こういうような明確な態度を党としておりませんが、本日法務大臣の御出席をいただいて十分審議した上で、この法律案に対する最終的態度を党としてきめていきたい、こう考えております。しかし、私どもはこの法律案を手がけたときから、この問題に対しては一つの個人としての見解を持っておりましたけれども、しかし、その間に何か参議院の審議を無視するようないろいろな問題が出ておることは非常に私は遺憾に思うわけです。これらの問題は、今まで数多くの法律案を手がけてきたけれども、この法務省関係の問題に限つてこういう問題が起きたことは、まことに遺憾だと思います。

そういう点から、ひとつ実例をお尋ねしたいのですが、現在第一審に係属中の事案としてあげられております問題で、東京の関係、これはまあ名前はこの際控えますけれども、銀行の頭取が現金八百万円、小切手二千五百万円の收受をした。いわゆるこれ

は収賄であります。ところが、賄賂側は現金一千万円の贈与だと、こういうこ

とになつておる。会社の社長さん。そうすると、收賄した額よりも賄賂の額が非常に少ない。こういう事案があるわけでありますけれども、差しきりわざのない範囲で、これらの事件は一体どういう状態で生まれた事件であるか、ひとつこれは大臣にお尋ねすることは無理であると思いますから、刑事局のほうからひとつ克明に御答弁いただきたい、こう思うわけです。

○説明員(辻辰三郎君)　お答えいたしました。現在東京地裁に係属いたしております。ただいま御指摘の事件につきまして、その公訴事実の概要を御報告いたします。

まず、取扱側でございますが、銀行の代表取締役が取引先の会社役員二名より、株式買ひ取り資金として四億円の融資を受けるに際し好意ある取り計らいを受けたことの謝礼として、昭和三十五年五月下旬、現金八百万円を收受した、これが一つの事実でございます。それから、この銀行代表取締役に対しまして、取引先会社十二社の各役員より、銀行より融資を受けるに際し便宜な取り扱いを受けたことの謝礼及び将来も同様の取り扱いを依頼する趣旨で、昭和三十三年十二月四日ころから昭和三十五年八月二十五日ころまでの間、前後二十四回にわたり合計二千百五十万円を收受した。この二つが銀行代表取締役に対する公訴事実の要旨でござります。

次に、銀行の支店長が起訴されてしまいます、この銀行支店長に対します公訴事実の概要是、この銀行支店長が取引先の会社役員二名より、株式買ひ取り資金として四億円の融資を受ける

ことを暗示いたしまして、その報酬として現金五十万円の供与を要求いたしました。

昭和三十一年八月二十四日現金五十万円を收受した。これが取締側の営業所長に対する公訴事実の要旨でございます。

それから、この取締側につきましては、会社の職員が取締側の帮助として起訴されておりますが、その帮助の事実は、右海上火災保険株式会社営業所職員が先ほど申しました営業所長の取締につきまして取次をしてこれを帮助をした、こういう事実で起訴されております。

それから、この二つに見合います賄賂側といたしましては、先ほどの会社側の代表取締役及び事務長は海上火災保険株式会社営業所長から先ほど申しました要求を受けまして、先ほど申し上げましたような趣旨でわいわとして現金五十万円を供与した、こういう事実でございます。

○柴谷要君 現在、事案として取り扱われておりますのは八十八件でござりますが、その中で十一件まだ未処理といふのがござりますけれども、その未処理になつておる理由をひとつお聞かせを願いたい。

○説明員(辻辰三郎君) 先ほどの未処理といふことになつております事件につきましては、その後捜査その他検察の処理によりまして現在全部既済となつております。そのうちから新たに起訴いたものはございません。

○柴谷要君 そうしますると、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反人員は現在何件残つておられるのか、起訴、不起訴合せてどのくらいあるのか、

お聞かせを願いたいと思います。

○説明員(辻辰三郎君) 乙号二十四号の関係で申しますと、二十六名でござります。

○大竹平八郎君 関連。今、柴谷委員からのお尋ねのこの未処理の問題です。が、現在一番で係属中のものが四十八名、二番で十名、それから最高裁に上告中のものが十九名、残り一名となつてゐるのですが、この十一名というものは不起訴が決定したものなんですか、その点はつきりして下さい。

○説明員(辻辰三郎君) 先ほどお答えいたしました未処理のものが既済になつたと申しましたが、これは二十四号関係について申し上げたわけでございまして、この二十四号関係のものにつきましては、一名が所在不明で中止処分にいたしましたほかは全部起訴猶予処分にいたしております。

○柴谷要君 それでは、本件に關係いたしまする事案の問題については大体わかりましたので、一つだけ最後にお尋ねしておきたいと思うのですが、經濟関係罰則ノ整備ニ関スル法律の第二条に、「臨時物資需給調整法〔昭和二年九月法律第三二号〕」といふのが六法全書の中に明記されているのです。が、この法律は現行生きているのです。この点をお尋ねしておきたい。

○説明員(辻辰三郎君) 先ほどの未処理といふことになつております事件につきましては、その後捜査その他検察の処理によりまして現在全部既済となつております。そのうちから新たに起訴いたものはございません。

○柴谷要君 法律としては効力がございません。

○柴谷要君 そういう件名の法律はないであります。

○説明員(辻辰三郎君) さよやでいかれます。

○柴谷要君 そらしますといふと、經濟関係罰則ノ整備ニ関スル法律第二条に明記してありますね。これは第二条に明記されているといふのは、これは一

体どういうことなんですか。この法律は廃止されたと私は承知をしておるのでありますが、これはどういうことなんですか、これはどういうことなんですか、お尋ねしておきたい。

○説明員(辻辰三郎君) 御指摘のとおり、臨時物資需給調整法は失効いたしておりますが、この經濟関係罰則ノ整備ニ関スル法律の第二条のこの該當部分でござりますが、「臨時物資需給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務」などとお申しますが、この條文によりまして廃止された事件はないと思います。

○大竹平八郎君 従来のおおよそのあれはわかりませんか。

○説明員(辻辰三郎君) 制定当時が戦争になります関係で、資料が喪失いたしましたのでありますので、その当時のことは現在わかりませんが、ここ約十年くらいはこの条文では一件も処理されておりません。

○大竹平八郎君

そこで、柴谷委員の指摘いたしましたとおり、こういう法律が一応まだ、このままこの件が通れば、生きしていくことになると、非常にちぐはぐなものになるわけですね。そこで、どうしても全面的な改正というものが行なわれなければならぬと思うのであります。この点ひとつ法務大臣から御答弁願いたい。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたしました。この問題につきましては、法務省におきまして全面的に検討をしており努力いたしたいと思います。

○野々山一三君 先ほどの議論の続きみたいで恐縮でございますが、刑訴法

上知得シタルモノヲ漏泄シ又ハ藉用シタルトキハ五年以下の懲役ニ処ス」、これは戦時中は相当あつたと思うのですが、こういう経済機関の中の秘密漏泄といふものは、こういう重く規定を

してあるのですが、これは事實上どのくらいこれに引っかかったものがあるのですか、また現在その係争中のものがあれば、ひとつその統計を示しても

くらいいこれに引っかかったものがあるのですか、また現在その係争中のものがあれば、ひとつその統計を示しても

すが、

す

これはもう今法務大臣の見解はわかつたので、これ以上議論したって水かけ論でござりますけれども、基本はやはり刑事訴訟法の体系といふものをくずさないといふ大原則を守つてもらうように、法務省当局はやはりもつと積極的に考えてもらわなければ、今後われわれがいろいろな法律をつぶそぞりじゃないかといつても、あなたのほうをそのまま認すれば、それが前例になつてくるすむくなる。非常に大きな支障を来たすということになりますから、これはひとつ再考を促したいわけです。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたしました。全く今の御指摘の点は私も同感であります。そこで、この種の経過規定というものを置くか置かないかといふのは、これはまあ御承知のとおりに、立法政策の問題ではなかろかと思うのです。でありますから、このこと自体が他のたとえば前例になると、そういうような性質のものではないと考えております。

○木村禧八郎君 ただいま資金金融通準則ですか、準則によって、産業資金貸し出し優先順位規制というのがありますね、甲、乙、丙とか。それは生きておつて、そうしてそのとおりにやはり銀行が選別融資ですか、やつて いるのですか、実際には。

○政府委員(高橋俊英君) 融通準則は全面的に死んでいるわけじやございません。やっぱりそこで動いておりま

つの場合は、それより高くともよろしい。さらに臨時金利調整法の最高限額が二銭六厘でございますから、それは臨時金利調整法の最高限度のあれものがれておるわけです。ですから、三銭で貸してもかまない、金利の面。それから、丙については、これは銀行についてであります。毎月の資金貸し出し増加額のうちの一五%をこえてはならぬと、こういう制限がありまして、それを日本銀行に報告することになつております。そういう点で、まあ丙について制約は残つております。丙の中身につきましては多分にこれは問題があるのであります。だからこそ、今回はまあやめようということになつたわけでござります。

○木村禎八郎君 実際の運用としてはそういう順位はありますけれども、そんなら、これはずいぶん、もつと前から問題になるべきはずであったのですが、今まで廃止にならないで延びてきたことについては、そこは実際運用面について別に今支障もないようによらされているじゃないですか。実際はそんなに支障があるのですかね。僕は実務を知らないものですから……。

○政府委員(高橋英俊君) まあ一五%

以内といいましても、実績はそれよりはるかに低いわけでございます。そういうものに対する貸付が、だからそういう点からいえば支障がないといえばいえるのでございますが、業種別に一つ一つ取り上げてみると、今ごろ業種が丙であるのはまことにおかしいといふものが幾つもあると思います。であるの當時と比べて戦後十数年もこれ

だけたちまして、そのところとしてはあるいは不急不要といわれたものであつても、今日においてはそれはそうでないといふやうなものがありまして、それを一々準則を変えて追いかけていくまでも、今まで重点的なものは大いに協力して貸すし、不要なものも遠慮していくが、まあ重点的なものには大いに協力して貸すし、不要なものも遠慮していくが、互銀行でもみなそうですが、自主的に資金調整委員会を作つておりまして、そこではまた妙なことじゃないか。そんなことをしなくとも、銀行でも相こういうふうに自主的にやつておりますので、あえてこの準則を一々改正するようなめんどくさいことをしなくていいし、また、それをどうでなくして、自主的なそういう判断にまかせるほうが時勢に合っているじゃないか。そういう意味におきましては、廃止したほうがいいという結論になつております。

いろいろあるわけでござりますが、おのずからこれはいかなる時代においてもあまり重要なと申せない、その反対であるが、そのときどきにおいて経済情勢の変化によりまして重点産業が奪われて参りますので、こういうものの資金が不足ぎみであるけれどもどうでもみんなで協力して金を作らなければならぬというようなものもある。そういう意味におきまして、その順序といふわけには参りませんが、大体要点的なもの、非常に不要と考えられ急速と考えられるもの、その中間にいるもの、そういうようなものは当然考えていかなければならぬ。そういう点を、私のほうで積極的に業種をこちらからあげてどうこうということはなるべく控えたいと思いますが、銀行側の判断等に私どもの意見を述べることはあります。そういうことで、不急なもののはむしろできるだけ控えるといふうなことにおいては十分やっていける体制を整えております。

案ができる上がつたら行政当局のほうとも相談をする。ただ、せっかく融通準備を廃止しておいて、なお今までのとえは不急に属するものを一々業種別にあげていくことがいいか、あるいはせいぜい例示の程度にとめておいて、それに類するようなものは不要不急であるというふうにするか、そういうふうな点がまだ煮詰まっておりません。

ただ、非常にむずかしい問題は、自主調整の、自主申し合わせの金利がございます、二銭一厘。今まで三銭でも借せた。丙種は二銭五厘ぐらいが中心でございます。二銭六厘ぐらいにしなければならないけれども、二銭一厘にすればある必要があるだらうかというので、やはりこれは自主申し合わせにすぎませんから、そういった不急業種については二銭一厘の範囲外でいいじゃないかという考え方もあるわけでございます。そういうことから、ある程度範囲をきめておかないと金利の点で適用上むずかしい問題が起る、こういうことです。皆さんの御意見その他伺いましたとして、さしてなければ、典型的にだれかでもがこれは不急であるというふうなものはおのずから出て参るであります。しようから、そういうものを明示することによって、そういうものは自主申し合せの金利よりも高くていい。そういう金利の点で範囲をある程度きめなければならぬ。ちょっとその点が煮詰まつておりますが、考え方はそのような……。

脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたします。

本案は去る十二日予備審査のため本委員会に付託されました。

それでは、これより本案の提案理由の説明及び補足説明を聴取いたします。提案理由につきまして、池田政務

○政府委員(池田清志君) 次官。 ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得稅法の特例等について、提案の理由及びその内容を御説明いたします。

所得に対する租税、すなわち所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約に署名し、その締結の御承認方につき別途御審議を願つているのであります。が、この条約に規定されている事項のうちには、さらに法律の規定を要するものがあつまつたので、これにつき所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

この法律案は、配当に対する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかる所得税及び法人税の軽減を行なうことを規定するものであります。

すなわち、わが国の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外国法人の取得する配当については、その収入金額に対し二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが国に支店等をして事業を行なつてゐる場

に關する二重課税の防止の條約」といたしまして第十二番目のものでございまして、ただいままでに日本は、アメリカ合衆国、スエーデン、パキスタン、ノル

ますと、一方の締約国の法人から支払われます。配当につきましては、親子会社間は一〇%、その他の場合には一五%以下に税を軽減するという規定が

ござりますが、これに見合つて財政が融資がこれに投下されております。ところで、この公社、公団の監督等について、一体政府側のどういう機關がどう

ボーグ、デンマーク、インド、シンガポール、オーストリア、英國、ニュージーランド、タイと、合計十一カ国と租税条約を締結いたしまして、このマラヤとの条約が第十二番目になるわけございまして、その「以下」という場合にどこまで軽減するかは、おののけの國にゆだねられているわけであります。そこで、わが國といたしましては、この条約で約束されました限度で

の程度の権限をもつてやっておるか、なかなか不分明な点がございまして、議会側におきまして、財政投融資その計画書が提出されるだけである。それからの執行等については委員会等

でございます。以上十二件のうち最初に申し述べました七件はすでに発効いたし、またオーストリア、英國並びにニュージーランドの三カ国につきましては、今国会で御承認を得まして、すでに批准書の交換を了し、現在発効いたしました。したがいまして、現在発効しております条約は十あるわけでございまして、残り二つ、タイとそれから日本とある親子会社につきましては一〇%徴収するという趣旨をこの法律案でうたつておるわけでございます。

条文は四カ条からなりますが、第一条は、その法律案の趣旨を述べております。第二条は、源泉徴収に関する解説の規定でございます。第三条が申告いたしました場合の所得税及び法人税の規定でございます。

でそれぞれの項目をあげて質問し内容を明らかにするという程度のことしか行なわれていないようで、はなはだ遺憾だと存じておりますが、本日は、その中で一点、公社・公団の退職金、特にこれは役員の退職金といふものについて、法律を調べてみますと、退職金の支給並びにその変更等をやろうとする場合には、それぞれの公社・公団

マラヤとの条約が、ただいま国会で御審議を願っているわけでござります。で、このマラヤとの条約は、いわゆる東南アジア諸国との間の租税条約といたしましては五番目になりますが、さきに締結し現在発効いたしておりますシンガポールとの間の租税条約とはほぼ内容が同様でございます。と申しますのは、シンガポールとマラヤとは所得税制もきわめて類似しております。

○委員長(佐野廣君) 以上で本案の提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

○政府委員(平井迪郎君) ただいま御質問が監督を受ける主務官庁の大臣の承認を受けなければならない。こういう規定が全部設けられていると私は見るのでござりますけれども、その場合に、そういう規定を持たないで役員の退職金を支払っている、そういう政府関係機関があるということを伺いまして、た。その事実をひとつ明らかにしていただきたい。

し、また近い将来マレーシア連邦の設立の動きもありますことからもおわかれ度にいたします。

質問の点は、主務大臣の認可制度のあり方に問題があるとして、それに退職手当を支給しているという間

○委員長(佐野廣君) 次に、租税及び
金出等に關する問題、二、三の点

題について、そういう規定なしに退職手当等を支給している事実、実例はない。

内閣等に関する調査を議題といたします。
す。内容も、シンガポールと日本との間の
租税条約とほぼ同様でござります。

いかといふ御質問であるらうと思いま
すが、少なくとも公庫、公団等のほう
は、公社等についても同様でございま

で、今回審議をお願いいたしました
この法律案は、その租税条約の第七条
がござりますので、これを許します。
永末委員。

すが、役員の退職手当を支給する前に少なくとも退職手当の基準については

支店等を有して事業を行なつてゐる場
所で、その者がわが国に
課税所得を徴収し、
この条約は同種の所得税
の徴収を規定するもので
あります。

○永末英一君 非常にほん然たるお答えでございますが、全部の公団がこの法律に規定してあるような明文の基準をちゃんと設けて、だれでもがわかるようになりますか。

○政府委員(平井通郎君) これは政府関係機関と申しましても、きわめて種類が多いわけでございまして、すべて一律ではございません。典型的な例をとつて申しますならば、公社とかあるいは公團等の場合におきましては、役員の退職給与基準につきまして主務大臣が認可制をとりまして、かつ、それについて大蔵大臣が協議にあずかるという建前をもつておりますので、その限りにおいては法律に基づいて明確になつておるということが申せようかと思います。一方、公庫等につきましては、公庫とかあるいは輪開銀等につきましては、そういった法律上退職手当基準をきめるとかというような規定はございません。ただ、たとえばこれらの機関につきましては、予算において事前にきめておくということはあるわけでございます。また、これらのものにつきましては、それは具体的には何ら基準がないのかということになるわけでございますが、たとえば輪開銀であるとか公庫の場合でございますが、定款におきまして、輪開銀の場合におきましては定款について大蔵大臣が承認するといふ規定がございまして、その定款の中で役員の給与並びに退職手当については準則を定めるということになつております。その準則を具体的に承認するという形をとつてせんか。

おるわけでございます。

○永末英一君 私の伺いたいのは、政府関係機関はたくさんございますが、そういう役員の退職金の基準について明文で規定をし、職員でも一般国民でも明確になつてあるものがあるという

ことを承知しております。しかし、同じ性格を持つている政府機関にして、そういうだれでもわかるように明文で規定をしていないものがあるというこ

とを聞いてるので、あなたはそういうものがあるということを承知ございます。

○政府委員(平井通郎君)

私は、手元に正確なものございませんから、あるいは間違つてゐるといけないと思いますが、一般的に公團等についてはそういう規定は設けられておるはずでござります。

○政府委員(平井通郎君) 私、手元に正確なものございませんから、あるいは間違つてゐるといけないと思いますが、一般的に公團等についてはそういう規定は設けられておるはずでござります。

○永末英一君 これ、私ははつきりしたことを質問しているのですが、答弁はかく、委員長お聞きのとおりはなはだぼんやりして、はすであるという程度の答えしかございません。この点は明確にしていただきたい。その明確な事実が委員会に報告をされて、質問を続行していくかと思いますので、本日のところは仮定に基づいて質問をされるわけに参りません。委員長、ひとつこの点を明確に委員会に報告をしていただくよう要求いたします。

○委員長(佐野廣君) 永末委員は資料の要求をされますか。

○永末英一君 それがはつきりしないと質問ができないわけです。それが出でございます。

○委員長(佐野廣君) それでは、資料の要求をして下さい。

○永末英一君 一切の公社、公團で、法律の今申し上げましたような規定に基づいてどういう規定を明文で設けていますか、この資料の提出をお願いいたします。

○委員長(佐野廣君) 本件につきまし

本日はこれにて散会いたします。
午後零時一分散会

○永末英一君 きのうやおとついできました政府関係機関で、役員がきまつてもまだ退職事実が発生していないから、手続によりましてきめられているわけでございます。

○永末英一君 きのうやおとついできました政府関係機関で、役員がきまつてもまだ規定がない、それはあり得る思

うのです。しかし、すでに何年もたつておるにかかるらず、いまだにその明確な規定を持つていてないといふことがありますと聞いておるのでですが、あなたはそれについて御存じございまして、この程度といたします。